



熊本県公報

第 1 2 3 7 5 号

平成 26 年 12 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 漁船保険付保義務の消滅 (不知火町加入区) …… (団体支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 公有水面埋立免許…………… (河川課) 4
- 公有水面埋立免許…………… (") 5
- 熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項の一部
を改正する要項…………… (農地・農業振興課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 7
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 7
- 熊本都市計画道路の変更 (熊本市決定) …… (都市計画課) 7
- 平成 26 年度林業種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林整備課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 宇城都市計画下水道の変更 (宇城市決定) …… (都市計画課) 8
- 屋外広告物講習会の開催…………… (") 8
- 登 載 依 頼**
- 第 2 期熊本県高齢者居住安全確保計画策定検討委員会の開催
…………… (高齢者居住安全確保計画策定検討委員会) 9
- 平成 26 年第 2 回行政文書等管理委員会の開催…………… (行政文書等管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第 1 1 4 8 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 26 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人八紘会	美空通所介護事業所	球磨郡湯前町 2 8 5 9 番地 3	平成 26 年 1 1 月 2 8 日	通所介護

熊本県告示第 1 1 4 9 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 26 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人八紘会	美空通所介護事業所	球磨郡湯前町2 859番地3	平成26年 11月28 日	介護予防通所 介護

熊本県告示第1150号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成22年12月7日熊本県告示第1090号で公示した不知火町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成26年12月6日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
株式会社アイパス	訪問介護事業所 アイパスケア	荒尾市野原99 2番地2	平成26年 12月1日	訪問介護

熊本県告示第1152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
株式会社アイパス	訪問介護事業所 アイパスケア	荒尾市野原99 2番地2	平成26年 12月1日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第1153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社共生	ヘルパーステー ションきらら	上益城郡山都町 馬見原794番 8号	平成26年 11月30 日	訪問介護

熊本県告示第1154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社共生	ヘルパーステー	上益城郡山都町	平成26年	介護予防訪問

	シヨンきらら	馬見原794番 8号	11月30 日	介護
--	--------	---------------	------------	----

熊本県告示第1155号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字黒尾谷1891番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1156号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字市ノ俣532番12

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1157号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 上益城郡山都町菅字山2551番、2553番、2554番2、2555番、2556番、2605番、2606番1、2607番、2613番2、2627番1、2554番1・2608番・2609番1・2613番1・2614番・2615番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山2609番1、2551番・2553番・2554番1・2554番2・2607番・2608番・2627番1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知 火線	八代市鼠蔵町字東割 33番1地先から 同所 1番1地先まで	前	10.5 ～ 12.0	125.7	単県側 溝
			後	11.8 ～ 13.0	125.7	

2 区域を変更する期日 平成26年12月9日

熊本県告示第1159号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 埋立免許年月日

平成26年11月28日

2 出願者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

3 埋立区域

(1) 位置

宇城市三角町波多字黒崎2880の3、2880の13、2876の14及び2876の4に隣接する道路の地先の公有水面

(2) 区域

次の地点のうち、1の地点から7の地点までを順次直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結ぶ平成24年秋分の満潮位（TP+2.12メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 基点（三等三角点・寺島（北緯32度36分11.9528秒、東経130度28分44.6605秒の地点）をいう。以下同じ。）から53度27分03秒 1673.42メートルの地点

2の地点 1の地点から121度03分09秒 5.54メートルの地点

3の地点 2の地点から90度53分03秒 3.24メートルの地点

4の地点 3の地点から146度18分36秒 0.11メートルの地点

5の地点 4の地点から90度44分56秒 15.30メートルの地点

6の地点 5の地点から180度57分46秒 1.19メートルの地点

7の地点 6の地点から87度23分57秒 76.91メートルの地点

(3) 面積

445.60平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宇城市三角町波多字黒崎2886の4、2866の46、2876の14、2880の3、2880の13、2876の4、2876の3及びこれらの区域に隣接介在する道路の地内並びにこれらの地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点から11の地点までを順次直線で結んだ線及び11の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 基点から52度00分15秒 1651.39メートルの地点

2の地点 1の地点から180度45分22秒 170.48メートルの地点

3の地点 2の地点から90度45分22秒 216.76メートルの地点

4の地点 3の地点から0度45分24秒 168.11メートルの地点

5の地点 4の地点から276度07分56秒 12.17メートルの地点

6の地点 5の地点から272度28分32秒 12.50メートルの地点

7の地点 6の地点から271度44分23秒 25.36メートルの地点

8の地点 7の地点から270度43分22秒 34.88メートルの地点

9の地点 8の地点から282度28分55秒 6.62メートルの地点

- 10の地点 9の地点から273度30分57秒 43.21メートルの地点
- 11の地点 10の地点から243度28分13秒 7.28メートルの地点
- (3) 面積
36,968.97平方メートル
- 5 埋立地の用途
道路用地

熊本県告示第1160号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり免許したので、同法第11条の規定により告示する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 埋立免許年月日
平成26年11月28日
- 2 出願者の住所及び氏名
宇城市松橋町大野85番地
道路管理者 宇城市 代表者 宇城市長 守田憲史
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宇城市三角町戸馳字水ノ浦1978の3及び1978の4の地先の公有水面
 - (2) 区域
次の地点のうち、1の地点から7の地点までを順次直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結ぶ平成24年秋分の満潮位（TP+2.12メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1の地点 基点（三等三角点・寺島（北緯32度36分11.9528秒、東経130度28分44.6605秒の地点）をいう。以下同じ。）から63度12分01秒1536.60メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から0度2分23秒 5.06メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から270度48分32秒 8.50メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から180度42分26秒 0.81メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から270度44分43秒 12.30メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から0度42分26秒 0.81メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から266度51分23秒 9.66メートルの地点
 - (3) 面積
99.64平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宇城市三角町戸馳字水ノ浦1978の3、1978の4、1978の1、1978の5、1972の4、1972の1、1972の2及び1980の2の地内並びにこれらの地先の公有水面
 - (2) 区域
次の1の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
1の地点 基点から66度30分02秒 1650.30メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から0度45分17秒 185.26メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から270度45分22秒 216.76メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から180度45分23秒 171.94メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から136度56分29秒 25.05メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から58度19分22秒 22.03メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から90度45分24秒 30.29メートルの地点
 - 8の地点 7の地点から92度50分13秒 17.98メートルの地点
 - 9の地点 8の地点から98度39分38秒 18.33メートルの地点
 - 10の地点 9の地点から102度16分11秒 19.43メートルの地点
 - (3) 面積
39,595.99平方メートル
- 5 埋立地の用途
道路用地

熊本県告示第1161号

熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項

熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項（昭和44年熊本県告示第245号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
熊本県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要項
第1条中「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定」を「国有農地等管理処分事業」に改める。
第3条第1項中「農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付申請書」を「国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付申請書」に改める。
第6条第1項中「農業経営基盤強化事業事務取扱実績報告書」を「国有農地等管理処分事業事務取扱実績報告書」に改める。
別記第1号様式中「農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付申請書」を「国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付申請書」に、「印」を「印」に、「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定」を「国有農地等管理処分事業」改め、「の事業」を削り、「熊本県農業経営基盤強化事業事務取扱交付金交付要項」を「熊本県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要項」に、「まっ消する」を「抹消する」に改める。
別記第2号様式中「前年度精算額」を「本年度予算額」に、「まっ消する」を「抹消する」に改める。
別記第3号様式中「前年度精算額」を「本年度予算額」に、「まっ消する」を「抹消する」に改める。
別記第4号様式中「農業経営基盤強化事業事務取扱実績報告書」を「国有農地等管理処分事業事務取扱実績報告書」に、「印」を「印」に、「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定」を「国有農地等管理処分事業」に改め、「の事業」を削り、「まっ消する」を「抹消する」に改める。

附 則
この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要項の規定は、平成26年度分の熊本県国有農地等管理処分事業事務取扱交付金から適用する。

熊本県告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町上津浦字上谷合 4240番1地先から 天草市有明町上津浦字谷合 711番1地先まで	130.2	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年12月9日

公 告

熊本県公告第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南方651番1及び同654番の一部
385.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町久保田2716番3
世古 欣宏

熊本県公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上庄字筒井1379番1
410.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市上庄1353番地
合志 幸城

熊本県公告第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字拾八町2224番16、同2224番28の一部、同2224番32の一部及び同2224番58
2,394.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2224番地7
米澤 健一

熊本県公告第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字北長嶺1659番1
499.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊合志市幾久富1866番地1578 クラルテ古閑A棟103号
米井 崇人、米井 鈴美

熊本県公告第658号

熊本市に事務所を置く植木町土地改良区理事長田中博明から平成26年10月10日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年12月1日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（上熊本弓削線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第660号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により平成26年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
種苗の生産事業を行おうとする者に対して、種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させること。
- 2 開催の日時等
 - (1)開催の日時
平成27年1月30日（金） 午前10時
 - (2)開催の場所及びその所在地
熊本県林業研究指導所

- 熊本市中央区黒髪八丁目222-2
- (3)受付時間
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
(1)種苗に関する法令 2時間
(2)種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
(3)種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額(14,000円)に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成27年1月16日(金)までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に提出すること。
なお、申込時に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
(1)講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
(2)修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
(3)天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
(4)不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第661号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字野中田2638番1、同2638番3及び同2659番3,634.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字赤井278番地
株式会社 ごらく

熊本県公告第662号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇城市から宇城都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第663号

熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第22条の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。
平成26年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 日時 平成27年1月29日(木) 午前10時から午後4時まで
- 2 場所 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁 本館1階101会議室
- 3 講習科目
(1) 広告物に関する法令
(2) 広告物の表示方法
(3) 広告物の施工
- 4 受講手続
(1) 申込書等の配布
受講申込書等の用紙は、平成26年12月9日(火)から平成27年1月22日(木)までの期間、熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室、各広域本部地域振興局土木部維持管理(調整)課及び熊本市都市建設局開発景観課で配布する。
なお、熊本県ホームページの「屋外広告物講習会について」のページでも入手することができる。
(2) 申込先 熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室
(3) 定員 40名
(4) 受付期間
平成26年12月9日(火)から平成27年1月22日(木)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
(5) 提出書類

- ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
ウ 2,200円の熊本県収入証紙を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
- 5 問合せ先
熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班
（電話096-333-2524）

登載依頼**熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会公告第2号**

第2期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会の第3回会議を次のとおり開催する。

平成26年12月9日

熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会
会長 内山 督

- 開催日時
平成26年12月18日（木）
午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 議題
(1) 次期計画素案について
(2) 前回の委員からの意見に対する対応状況について
(3) 意見交換
(4) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会事務局（熊本県土木部建築住宅局住宅課計画班 電話096-333-2547（ダイヤルイン）及び健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班 電話096-333-2215（ダイヤルイン））

熊本県行政文書等管理委員会公告第2号

平成26年度第2回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成26年12月9日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 渡 邊 榮 文

- 開催日時
平成26年12月18日（木）
午後1時00分から（2時間程度）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 議題
(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について
(2) 行政文書の廃棄保留に係る原課への意見聴取について
(3) 平成26年度点検実施状況に係る報告について 等
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）